

技 管 ー 8 5 7  
令和8年 2月25日

各建設業関係団体の長 様

秋 田 県 建 設 部 長  
( 公 印 省 略 )

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用  
に係る特例措置について

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について、農林水産省及び国土交通省連名の「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和8年2月17日付け、7農振第2583号ほか）により、別添のとおり通知がありました。

新たに適用する公共工事設計労務単価は、当県では、令和8年2月以前の単価に比して主要12職種単純平均で2.7%程度上昇しています。

つきましては、国土交通省の「「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和8年2月17日付け、国会公契第14号ほか）及び「「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定に関連する入札契約手続等の処理方針について」（令和8年2月17日付け、事務連絡）による通知を踏まえ、県としての特例措置について、別添のとおり定めたのでお知らせします。

【担当】

秋田県 建設部 技術管理課  
積算管理・建設DXチーム  
TEL 018-860-2432  
Mail techman@pref.akita.lg.jp